

新型インフルエンザ等対策に関する
業務計画

平成26年11月1日

令和8年3月25日 一部改正

一般社団法人埼玉県バス協会

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

- 第1条 計画の目的
- 第2条 基本方針
- 第3条 用語の定義

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第4条－第11条）

- 第4条 対策本部の設置
- 第5条 対策本部長
- 第6条 構成員
- 第7条 事務局
- 第8条 対策本部長等の任務
- 第9条 情報収集及び共有体制
- 第10条 対策本部の解散
- 第11条 関係機関との連携

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第12条－第14条）

- 第12条 業務内容及び実施方法
- 第13条 人員計画
- 第14条 感染対策の検討及び実施

第4章 その他（第15条・第16条）

- 第15条 教育及び訓練の実施
- 第16条 計画の見直し

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、一般社団法人埼玉県バス協会（以下、「バス協会」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 バス協会は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画及び本計画に基づき、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、県民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、バス協会の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(用語の定義)

第3条 この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から同法第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第4条 会長は、埼玉県に新型インフルエンザ等対策本部（以下、「埼玉県対策本部」という。）が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する対応を協議するため、バス協会対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

2 会長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部の設置を指示することができる。

(対策本部長)

第5条 対策本部長は、会長とする。

(構成員)

第6条 対策本部の構成員は、別表第1のとおりとする。

(事務局)

第7条 対策本部の事務局をバス協会事務局内に置き、専務理事を事務局長とする。

(対策本部長等の任務)

第8条 対策本部長、対策副本部長、事務局長及びその他対策本部の構成員(以下、「本部員」という。)の任務は次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は、対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、対策副本部長の記載順位により、対策副本部長が代行する。
- (2) 対策副本部長は、対策本部長を補佐する。
- (3) 事務局長は対策本部の運営を総括する。ただし、事務局長に事故がある場合は、本部員のうち最上位の役職者が代行する。
- (4) 本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

(情報収集及び共有体制)

第9条 バス協会は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機関から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に職員及び会員事業者に周知する体制を確保する。

(対策本部の解散)

第10条 対策本部長は、埼玉県対策本部の廃止が報告された場合には、対策本部を解散する。

- 2 対策本部長は、第4条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。
- 3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、バス協会において協議する。

(関係機関との連携)

第11条 バス協会は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務(以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。)を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

- 2 平時から埼玉県との情報交換等に努め、発生時における連携等について確認する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容及び実施方法)

第12条 バス協会は、新型インフルエンザ等対策業務として、別表第2にある計画に沿って旅客の運送を適切に実施する。

(人員計画)

第13条 バス協会は、必要な要員を確保し、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第14条 バス協会は、職員及び会員事業者に対し、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の徹底を実施するなど、感染対策に努める。

2 平時から感染対策に用いる物資の備蓄、職員や家族が発症した場合の対応等、感染対策について確認及び検討に努める。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第15条 バス協会は、平素から正しい知識を習得し、職員及び関係事業者等への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

第16条 バス協会は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、埼玉県知事に報告するとともに、その要旨の公表を行う。

2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

この計画は平成26年11月1日から施行する。

この計画は令和8年3月25日から施行する。

別表第1（第6条及び第8条関係）

バス協会対策本部の組織

（バス協会対策本部）	
対策本部長	会長
対策副本部長	副会長（乗合）、副会長（貸切）
事務局長／事務局	専務理事／バス協会事務局
本部員	バス協会職員

別表第2（第12条関係）

新型インフルエンザ等対策業務の内容

（事務連絡業務等）
埼玉県との連絡調整
会員事業者に対する連絡調整